

議案第61号

訴訟上の和解について

平成28年（ワ）第141号損害賠償請求事件に関し、神戸地方裁判所から和解勧告があったので、次のとおり訴訟上の和解をするに当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

平成31年3月22日提出

養父市長 広瀬 栄

1 訴訟上の和解の当事者

- (1) 原告 養父市火葬場（仮称）建築工事オザキ・ミキホーム特別共同企業体（通称JV）
- (2) 被告 兵庫県養父市
- (3) 被告 株式会社小野設計

2 事件番号及び事件名

平成28年（ワ）XXXXXXXXXX 損害賠償請求事件

3 和解条項

- (1) 原告、被告株式会社小野設計（以下「被告小野設計」という。）及び被告兵庫県養父市（以下「被告養父市」という。）は、本件に係る補修費用が2,622万4,000円であり、本件に係る鑑定費用が145万8,000円であることを確認する。
- (2) 原告、被告小野設計及び被告養父市は、原告が、前号の金員のうち、補修費用の分担金として1,772万4,000円及び鑑定費用の6割8分に相当する金額として99万1,440円の合計1,871万5,440円を負担する義務を負うことを確認する。
- (3) 被告小野設計は、原告に対し、612万1,600円の支払義務があることを認める。ただし、その内訳は次のとおりである。

ア 補修費用の分担金	530万円
イ 上記アに対する遅延損害金	53万円

ウ 鑑定費用145万8,000円の2割に相当する金額 29万1,600円

(4) 被告小野設計は、原告に対し、前号の金員を、平成31年4月26日限り、原告口座に振り込んで支払う。ただし、振込手数料は被告小野設計の負担とする。

(5) 被告養父市は、原告に対し、337万4,960円の支払義務があることを認める。ただし、その内訳は次のとおりである。

ア 補修費用の分担金 320万円

イ 鑑定費用145万8,000円の1割2分に相当する金額 17万4,960円

(6) 被告養父市は、原告に対し、前号の金員を、平成31年4月26日限り、原告口座に振り込んで支払う。ただし、振込手数料は被告養父市の負担とする。

(7) 原告は、被告らに対するその余の請求をいずれも放棄する。

(8) 原告及び被告小野設計は、本件に関し、XXXXXXXXXXに対して名目の如何を問わず金銭等の請求をしないことを約束する。

(9) 原告及び被告小野設計は、被告養父市が、議会報告及び報道機関の取材対応に必要な限度で、本件紛争の経緯その他一切につき、口外することについて異議を述べない。

(10) 原告及び被告らは、原告と被告らとの間及び被告小野設計と被告養父市との間には、本件に関し、本条項に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

(11) 第1号記載の鑑定費用を除いて、訴訟費用は各自の負担とする。